

## 第12回 通院等乗降介助③

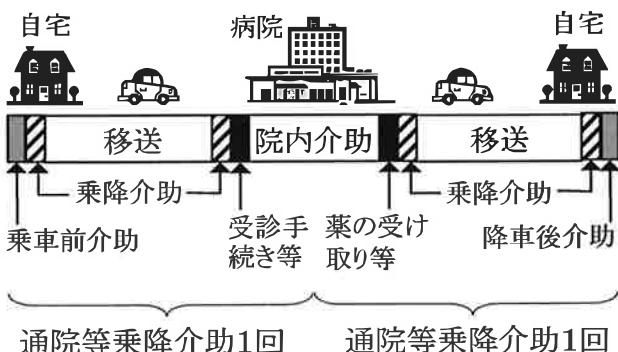
### 通院等乗降介助にまつわる緒問題

#### ●問題その1 院内介助について(続)

国が示す院内介助の原則（ヘルパーは受付まで院内は病院スタッフ、という分担）には、病院スタッフは常に忙しいため、介助の切れ目が発生する可能性があるという問題点があります。例えば、常に移動介助を必要とする高齢者が受診のために通院等乗降介助を利用した場合を考えてみましょう。介助が連続するためには、受付で通院等乗降介助のヘルパーから病院スタッフへ介助の引き継ぎが行われる必要があります。もし引き継ぎがないままヘルパーが去れば、この高齢者は受付にひとり残されてしまいます。さらにもし病院スタッフが忙しさのあまりこの高齢者へ十分な介助ができなかつたら、この人の病内の移動は大変困難なものとなるでしょう。

介助の切れ目を防ぐために、通院等乗降介助のなかで院内介助を行う場合があります。通達等には、通院等乗降介助を往路と復路で同じヘルパーが行い、なおかつこのヘルパーが院内介助を連続して行う場合、その院内介助は往復の通院等乗降介助のなかに含まれ

[図1] 院内介助が包括される場合



る、という例が挙げられています（図1を参照）。しかし、院内介助を行ったからといって介護報酬が増えるわけではなく、このケースでヘルパーが所属する介護事業所が請求できる介護報酬は、単に通院等乗降介助を2回行った場合と同額です。このような背景から、現在介護現場では通院等乗降介助に引き続き院内介助が必要な場合、乗降介助のヘルパーが別途料金で、あるいはボランティア（無償）で院内介助を行う等の多様な対応が行われているといいます。しかしこれらの対応にも、院内介助中に事故等があった場合の責任の所在の問題（病院なのか介護事業所なのか）などの課題があります。

#### ●問題その2 「要支援」は使用不可

現在の介護保険制度は、通院等乗降介助の利用対象者を要介護認定「要介護1」以上の人と定めています。そのため、要介護認定「要支援1・2」の人は通院等乗降介助を用いることができません。透析患者の場合、平時には「要支援」の状態にあっても透析後に移動介助を必要とする人が少なからずいることから、全腎協では、このことを特に問題視しています。

この他にも通院等乗降介助にまつわる問題は複数ありますが、今回は特に全腎協が注視する2点を取り上げました。全腎協はこれらの問題が患者に不利益をもたらすことを危惧しており、今後も重点的に活動を行う考えです。

次回は…

コーディネーターという仕事①